

平成 25 年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業
(知的財産権侵害対策強化事業)
電子透かしに関する検証業務 公募要領

1. 委託事業の概要

(1) 委託事業の目的

「平成 25 年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業（知的財産権侵害対策強化事業）」は、経済産業省の実施する事業であり、海外において氾濫している知的財産侵害問題に対し、コンテンツ業界内及び他の産業界との連携を促進することにより、知的財産権侵害対策の一体化、情報の共有化を図るとともに、現地政府機関・政府関係機関及び海外権利者団体等と交渉・協力し、知的財産権を総合的に行使することによる産業財産権の保護を目的としています。

当機構が経済産業省より受託した本事業では、平成 24 年度事業で実施した動画の電子透かしの技術検証の成果を踏まえ、我が国コンテンツ業界における有効性（実装の可能性）等について検証を行い、併せて、米国大手映画会社が採用する音声への電子透かし技術についても検証を行うことを目的とする事業を実施しますが、この遂行にあたり、下記要領にて再委託先を公募します。

(2) 委託事業の内容

以下の調査業務を実施する。またその成果を、報告書にまとめる。

① 電子透かしに関する検証

平成 24 年度事業で実施した動画の電子透かしの技術検証の成果を踏まえ、我が国コンテンツ業界における有効性（実装の可能性）等について検証を実施する。併せて、米国大手映画会社が採用する音声への電子透かし技術についても検証を実施する。

1) 動画の電子透かしの有効性（実装の可能性）等の検証

・平成 24 年度事業で CODA が実施した技術検証の成果を踏まえ、動画（映像）に採用する電子透かし技術について、我が国コンテンツ業界がこの技術を広く採用するに当たって考慮すべき実務上・運用上の諸条件（製作・流通工程への影響・効果、コスト負担、運用スキーム等）を抽出・検証する。

2) 音声の電子透かし技術の検証

・動画（映像）の著作権等の保護を目的とする電子透かしについて、米国大手映画会社等では、動画（映像）に採用する技術のみならず、音声に採用する電子透かしが利用されている。この、音声に採用する電子透かしについて、技術的検証等を実施する。

3) 電子透かしの導入・運用に関する提案

・1) と 2) の検証結果を踏まえ、流通手段に応じた適切な電子透かし技術や強度、既存の製作工程への導入手法や運用フロー、電子透かしに埋め込む情報管理方法など、我が国コンテンツ業界における電子透かしの導入・運用のための具体的な提案を行う。

(3) 契約形態

委託契約

(4) 委託事業採択件数

採択件数 1 件

(5) 委託事業の実施期間

契約締結日から平成 26 年 2 月末日までの期間とするが、具体的には当機構と調整のうえ、設定する。

(6) 納入物

- ・最終報告書・電子媒体一式（CD-ROM又はDVD-ROMで、報告書の透明テキストファイル付PDFファイルを含む。）

(7) 委託費の額

9,000 千円（税抜き）を上限とする。

最終的には申請内容を当機構と調整のうえ、契約金額を決定する。

2. 提案の前提・注意事項

- ・「1）動画の電子透かしの有効性（実装の可能性）等の検証」について
 - ① 平成 24 年度事業では、映像劣化の程度、検出精度、各ベンダの目的、想定する用途による違い、電子透かしの挿入（運用フロー）等、技術的な側面から検証を実施した。本事業では、その結果を踏まえ、我が国コンテンツ業界が電子透かしを広く採用するに当たって考慮すべき実務上・運用上の諸条件を抽出・検証することとする。その趣旨を踏まえ、想定される検証項目について広く提案すること。
 - ② 本検証を実施するに当たっては、ポストプロダクション・スタジオや動画配信事業者等、動画コンテンツの流通等に関連する企業から、具体的な意見等を聴取しつつ進めることを前提とする。また必要に応じて、電子透かし技術を導入した動画を実際に放送・配信する等の実証実験と、その検証を取り入れつつこれを行うことも可とする。
- ・「2）音声の電子透かし技術の検証」について
 - ① 平成 24 年度事業で CODA が実施した技術検証と同様に、実際に発生している無許諾アップロード等の侵害行為において受け得る動画コンテンツへの加工・改変等を想定しつつ、音声の電子透かしの強度・有用性等を技術的に検証すること。併せて、音声の電子透かし技術をコンテンツ業界が採用・導入するに当たっての課題を抽出し、課題への対応策等を検証すること。
 - ② 米国大手映画会社で採用されている音声への電子透かし技術に限らず、有用と思われる音声の電子透かし技術については、複数、情報収集及び技術的検証を実施することが望ましい。
- 平成 24 年度事業の結果については、下記「実施報告書」別添 2「電子透かし技術の最新情報の収集・調査および検証」を参照のこと。
 - ※別添 2「電子透かし技術の最新情報の収集・調査および検証」部分（抜粋）
http://www.coda-cj.jp/130809/H24_Report_Appendix2.pdf
 - ※CODA「平成 24 年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業（知的財産権

3. 応募資格

提案に係る申請書を提出できるのは次の要件が備わっている企業等とする。

- (1) 本委託事業を円滑に実施できる能力・組織・人員等の経営基盤を有し、かつ法令遵守、金銭管理、情報管理等の面で適切な管理能力を備えていること。
- (2) 本委託事業の遂行に必要な関連知識を有していること。
- (3) 本委託事業に関する契約を当機構との間で直接契約できること。

4. 応募方法および提案書の提出

応募書類は別添「記入要領」「申請様式」に従って日本語にて作成し、以下に示す書類を一つの封筒により提出してください。

封筒には、「電子透かしに関する検証業務 応募書類在中」と記載してください。

- ①公募申請書<様式1>
- ②公募提案書<様式2>
- ③公募申請受理票<様式3>
- ④返信用封筒(定形・切手貼付)<2枚>(持参の場合は1枚)

※返信用封筒には返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手(80円)を貼付してください。

提出された応募書類は、機密保持に十分に留意し、本委託事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんのでご了承ください。

なお、提出後、内容についてヒアリングさせていただく場合があります。但し、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開対象となります。

5. 提出期限および提出先等

提出期限：平成25年8月28日(水)17時

提出先：〒102-0082 東京都千代田区一番町23-3 日本生命一番町ビルLB
一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 事務局 坂田

FAX：03-3512-3908 E-mail: s-sakataATcoda-cj.jp

(E-mailアドレスは‘AT’を‘@’に置き換え、ご利用ください。)

※お問い合わせは、FAXまたは電子メールをご利用ください。問い合わせ受付締め切りは平成25年8月26日(月)13時までとさせていただきます。

※お問い合わせは、申請書類の記載方法や公募要領の記載内容の確認に限ります。

6. 選定

(1) 審査方法

選定にあたっては、当機構が指定する第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 3. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. (1) の本委託事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

7. 契約

(1) 委託契約の締結

採択された委託事業については、当機構と委託事業提案者との間で委託契約を締結することになります。

(2) 中間検査

契約期間の中間時点で委託契約締結者に出向き、中間進捗状況（作業日報、経費の証拠書類等）の確認を行うことがあります。

(3) 委託費の支払い

委託費の支払いについては、委託契約締結者から委託事業の成果物として、委託事業の報告書等の納入と実績報告書の提出が行われた後、当機構はこれを受けて検査を行い、成果物の内容および実績報告書に問題がなければ、請求書の受領後に費用の支払いを行います。

8. 契約までのスケジュール

公募開始	平成 25 年 8 月 9 日（金）
問い合わせ締め切り	平成 25 年 8 月 26 日（月）13 時
公募締め切り	平成 25 年 8 月 28 日（水）17 時
審査・採択	公募締め切り後、早急に審査のうえ、結果を応募者に通知します。
契約	平成 25 年 9 月中

以上